

小規模保育事業所の認可にあたっての意見聴取について

墨田区では、墨田区子ども・子育て支援事業計画に基づき、新たに小規模保育事業所を整備・運営する事業者を公募し、選定しました。

これに伴い、児童福祉法第34条の15第4項に基づき、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者から意見をお聞かせ願います。

■未来っ子保育園 東向島園

平成28年8月公募、平成28年10月選定

設 置 者	株式会社みらいランド（足立区鹿浜5-25-15）
所 在 地	墨田区東向島5 - 18 - 1 ラフィーネデュオ東向島1階 【14階建て賃貸物件の改修（保育所1階部分）】
定 員	19人（0歳児：6人、1歳児：6人、2歳児：7人）
開設時期	平成29年4月1日予定
募集時期	平成29年保育施設利用申込み二次募集にて募集予定 （締切日：平成29年2月28日）

【所在地】



【参考】

児童福祉法第34条の15第4項

市町村長は、第二項の認可（ ）をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

施設・事業		認可の権限
教育・保育施設	認定こども園	東京都（一部、指定都市等への権限移譲の場合あり）
	幼稚園	
	保育所	
地域型保育事業	小規模保育	墨田区
	家庭的保育	
	事業所内保育	
	居宅訪問型保育	